

「感染症危機管理対応訓練」の概要（経緯・位置付け）

1 これまでの経緯

- 平成25年の新型インフルエンザ等特措法施行以降、毎年、『新型インフルエンザ等対策訓練』として、総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」を実施。
(令和2～4年度は、コロナ対応のため実施せず。)
- 内閣感染症危機管理統括庁の発足（令和5年9月1日）に伴い、コロナ対応の教訓を踏まえ、
令和5年度より『感染症危機管理対応訓練』として「政府対策本部会合」を含む一連の訓練を再開。

平成25年～『新型インフルエンザ等対策訓練』
(「政府対策本部会合(訓練)」を実施)



令和5年～『感染症危機管理対応訓練』
(拡充した一連の訓練を実施)

2 位置づけ

- 感染症有事における政府の初動対処等を確認する他、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく平時の備えに係る点検等にも繋げていく。

(参考) 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（R6.7.2閣議決定）」（抄）

第3章 第2節 政府行動計画等の実効性確保（3）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」の概要

- 新型インフルエンザが海外で発生した場合の政府の初動対処等を確認するため、総理・全閣僚をメンバーとした「政府対策本部会合(訓練)」を筆頭に一連の訓練を実施する。
- 地方公共団体との相互連携の観点では、昨年度と同様に「大臣と知事等との緊急連絡会議(訓練)」を実施する。
- 大阪府とはシナリオを連携して訓練を実施（自治体へ迅速な情報共有→政府対策本部→緊急連絡会議→府対策本部）。

令和7年度 感染症危機管理対応訓練の全体構成

<海外発生時の政府の初動対処訓練（主要な訓練）>



<その他の訓練（事務方訓練）>

- 関係府省庁や地方自治体等と海外発生事例覚知に伴う「情報連携訓練」を行い、情報覚知後の迅速な連携体制を確認。
- 大阪府は政府とシナリオ連携した訓練を実施

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」で想定する場面イメージ ～新型インフルエンザ海外発生時の対応～

